

様式第1号（第4条関係）

（表）

松江市本人通知制度登録申出書

年 月 日

松江市長 宛

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出者本人	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
	松江市での住所登録地	（現住所が松江市でない場合は、松江市で住民登録をしていた住所をご記入ください。） 松江市		
	本籍	松江市	筆頭者	
	電話番号	（ ） —		

代理人が申し出る場合は、次の欄にも記入してください。

代理人	代理人区分	1. 法定代理人（ <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年後見人） 2. 任意代理人（委任状を添付してください。）
	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話番号	（ ） —

（注）

- 1 裏面の内容をよくお読みください。
- 2 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印等をつけてください。
- 3 次の書類を提示し、または提出してください。
 (1) 申出者が本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード、旅券等）
 (2) 申出者が代理人である場合は、併せてその資格を証明する書類（委任状等）

※以下の欄は記入しないでください。

受付	本人確認 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	権限確認	名簿	住基	戸籍	原附
	免・パ・住・個・障 高・保・年・在・他（ ）	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 公簿 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書等				

(裏)

松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1 この制度は、松江市において、事前の申し出により登録した者に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票を含む。)の写し、戸籍(除票を含む。)謄抄本、戸籍(除票を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その交付した事実について通知する制度です。(第三者等からの交付請求を拒否したり、交付の可否を登録者に確認したりする制度ではありません。)

(注)本人等とは、住民票関係では「本人又は同一世帯に属する者」を、戸籍関係では「本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属」をいいます。

2 第三者等に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に松江市住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、国又は地方公共団体の機関による請求や、裁判・紛争処理手続き等に係る請求の場合は通知の対象とはなりません。

3 松江市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分(代理人、第三者)

(注)この通知書に交付請求者の住所氏名等の個人情報に記載されません。通知のあった請求については、個人情報の保護に関する法律の規定により開示請求を行うことができます。ただし、開示できる個人情報は同法で認められる範囲内となります。

4 登録希望者は疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により登録の申出をすることができます。

5 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

- (1) 登録希望者が疾病等により直接申出をすることができない場合
- (2) 松江市外に居住している場合

6 郵便等による登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、登録者本人であることが確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)の写し、代理人による場合は併せてその旨を証明する書類(委任状等)を同封してください。

7 転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届け出が必要です。この届け出がなかった場合、通知が到着しないことがあります。

8 登録者が死亡、居所不明等により住民票が削除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。

9 この申し出により登録者名簿に登載されると、各種証明書のコンビニ交付サービスの利用ができなくなります。